

要項第8号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会 心身障害者福祉作業所運営積立金の設置及び管理に関する要項

（目的）

第1条 この要項は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）心身障害者福祉作業所作業生への給与支払い資金の不足が生じたときの財源を確保するため、本会心身障害者福祉作業所運営規程第16条第2項の規定に基づき、心身障害者福祉作業所運営積立金（以下「積立金」という。）を設置し、管理及び運用等について必要な事項を定めるものとする。

（積み立て）

第2条 積立金として積み立てる額は、作業生が工賃等として得た金額から、毎会計年度末の賃金を支払った余剰金を充てるものとする。

（管理）

第3条 積立金は、金融機関への預金、その他最も安全確実、かつ有利な方法をもって管理するものとする。

（運用及び処分）

第4条 次の各号の一つに該当する場合に限り、積立金の全部、または一部を運用及び処分することができる。

- （1）社会、経済、天候不良等諸事情の変動により、作業生への給与支払い資金に不足が生じたとき
- （2）その他、作業生の福利厚生のため特に必要と認めたとき

（委任）

第5条 この要項の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。